Ⅰ-3　法律に基づいて地方自治体が定める福祉に関する主な計画

令和４('22)年５月現在

	根拠法	計画の概要	計画期間等	その他
市町村地域福祉計画	社会福祉法107条	地域福祉の推進に関する事項を一体的に定める計画		策定するよう努めるものとする
都道府県地域福祉支援計画	同108条	市町村の地域福祉の支援に関する事項を一体的に定める計画		
重層的支援体制整備事業実施計画	社会福祉法106条の５	重層的支援体制整備事業の実施計画		策定するよう努めるものとする
市町村老人福祉計画	老人福祉法20条の８	老人福祉事業の供給体制の確保に関する計画	３年を１期（※）	老人福祉計画と介護保険事業計画は一体のものとして作成 地域福祉（支援）計画等と調和が保たれたもの
都道府県老人福祉計画	同20条の９			
市町村介護保険事業計画	介護保険法117条	市町村が行う介護保険事業にかかる保険給付の円滑な実施に関する計画	３年を１期 第８期：令和３～５年度	
都道府県介護保険事業支援計画	同118条	介護保険事業にかかる保険給付の円滑な実施の支援に関する計画		
市町村障害者計画	障害者基本法11条３項	障害者のための施策に関する基本的計画		
都道府県障害者計画	障害者基本法11条２項			
市町村障害福祉計画	障害者総合支援法88条	障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業の提供体制の確保等に関する計画	３年を１期 第６期：令和３～５年度	障害(児)福祉計画と一体のものとして作成することができる 地域福祉（支援）計画等と調和が保たれたもの
都道府県障害福祉計画	同89条	法に基づく事業の円滑実施に関する計画		
市町村障害児福祉計画	児童福祉法33条の20	障害児通所支援および障害児相談支援の提供体制の確保等に関する計画	３年を１期 第２期：令和３～５年度	
都道府県障害児福祉計画	同33条の22	法に基づく事業の円滑実施に関する計画		
市町村行動計画	次世代育成支援対策推進法８条	次世代育成支援対策の実施に関する計画	５年を１期（後期計画：令和２～６年度）	
都道府県行動計画	同９条			
市町村子ども・子育て支援事業計画	子ども・子育て支援法61条	教育・保育および地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他法に基づく業務の円滑な実施に関する計画	５年を１期（第２期：令和２～６年度）	地域福祉（支援）計画、教育振興基本計画等と調和が保たれたもの
都道府県子ども・子育て支援事業支援計画	同62条			

※　法律上は期間の定めはないが、介護保険事業（支援）計画と一体のものとして作成されており、実質的には３年を基本として策定。

出典　厚生労働統計協会『国民の福祉と介護の動向　2022／2023』p.316